

議案第121号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市国民健康保険条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。